



2026年7月7日

各 位

会 社 名 インフォメティス株式会社
代表者名 代表取締役社長 只野 太郎
(コード番号：281A 東証グロース市場)
問 合 せ 先 取締役 CFO 兼 COO 横溝 大介
050-8882-9931 (IR 問い合わせ先番号)

第三者割当によるインフォメティス株式会社
第10回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ

当社は、2026年7月7日（以下「発行決議日」といいます。）開催の取締役会において、以下のとおり第三者割当によるインフォメティス株式会社第10回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行を決議しましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	2026年7月23日
(2) 発行新株予約権数	14,000個
(3) 発行 価 額	新株予約権1個につき565円（総額7,910,000円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	潜在株式数：1,400,000株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありません。 本新株予約権の下限行使価額は当初437円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は1,400,000株であります。
(5) 資金調達額 (差引手取概算額)	867,910,000円（注）
(6) 行使価額及び 行使価額の修正条件	当初行使価額 625円 行使価額は、本新株予約権の発行要項に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」といいます。）の直前取引日（「取引日」とは、株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じです。）の東証における当社普通株式の普通取引の終値（以下、東証における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）を「東証終値」といいます。）の93%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」といいます。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日以降、当該修正日価額に修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回る場合とはならない場合は行使価額は下限行使価額とします。 当社は、当社取締役会の決議（以下「下限行使価額修正決議」といいます。）により、下限行使価額の修正を行うことができます。但し、各下限行使価額修正決議による修正後の下限行使価額は、発行決議日前取引日の終値の50%に相当する金額である313円を下回ることはできず、かつ当該下限行使価額修正決議による修正前の下限行使価額を上回ることはできないものとします。下限行使価額修正決議がなされた場合、当社は速やかにその旨を本新株予

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に通知するものとし、修正後の下限行使価額は、下限行使価額修正決議がなされた日の翌取引日以降適用されます。また、当社は上記の下限行使価額修正決議を行った場合には、その旨をプレスリリースにて開示いたします。
(7) 募集又は割当方法 （割当予定先）	岡三証券株式会社（以下「割当予定先」といいます。）に対する第三者割当方式
(8) 行使期間	上記「(1) 割当日」欄記載の割当日の翌銀行営業日（当日を含みます。）から2029年7月23日まで
(9) その他	当社は、下記の内容について、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後、当社と割当予定先との間で締結予定の第三者割当契約（以下「本第三者割当契約」といいます。）において合意する予定であります。詳細については、別記「2. 募集の目的及び理由（2）本新株予約権の商品性」、別記「6. 割当予定先の選定理由等（6）ロックアップ」及び別記「6. 割当予定先の選定理由等（7）その他」をご参照ください。 ① 当社は、割当予定先に対して本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定することができること ② 当社は、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を指定することができること ③ 割当予定先は、一定の場合に、当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は本新株予約権を取得すること ④ 当社は、本新株予約権が残存する限り、割当予定先の事前の書面による同意を得ることなく、本第三者割当契約締結日からその180日後の日までの期間において、当社の株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行してはならないこと（ロックアップ） ⑤ 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議に基づく承認が必要であること

(注) 資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額であります。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額（発行決議日の直前取引日の東証終値）で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。実際の資金調達額は行使価額の水準により増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に全部又は一部の行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には資金調達額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループは、当社、連結子会社（Informatis Europe Ltd.）及び関連会社（株式会社エナジーゲートウェイ）の3社で構成され、脱炭素やGX（注1）に取り組む企業向けに、エナジー・インフォマティクス事業を展開しております。

連結子会社であるInformatis Europe Ltd.は、地域的にAI（機械学習（注2））の学術的教育環境が整っており、最先端のAI研究者採用に有利なイギリス・ケンブリッジに設立された技術開発拠点であるとともに、欧州圏を中心とした営業拠点でもあります。

関連会社である株式会社エナジーゲートウェイは、当社と東京電力パワーグリッド株式会社で共同設立した東京電力パワーグリッド株式会社の子会社で、国内における当社電力消費者向けサービスの独占的販売代理店であるとともに、東京電力グループの事業領域を拡大し、同グループの競争力の強化と企業価値の向上に重要な役割を果たしております。

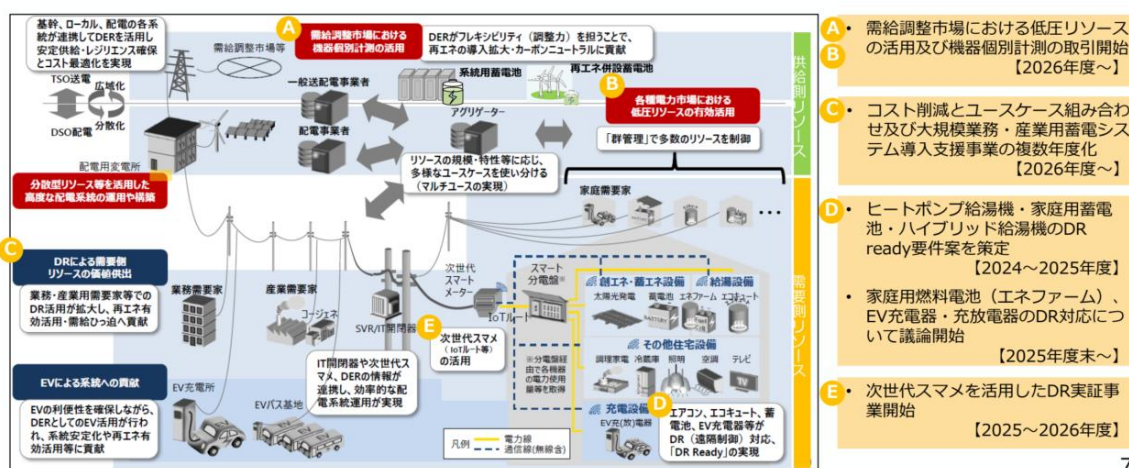
エナジー・インフォマティクス事業は、エネルギー関連データを独自のAIで解析し、電力消費者向け及び電力事業者向けに①省エネルギーと快適生活を実現するスマート・リビングサービス及び②エネル

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

ギーの運用効率の最適化を実現するエネルギー・マネジメントサービスの2つを SaaS（注3）型で提供するものであります。

なお、当社グループは、エネルギー・インフォマティクス事業を単一セグメントで展開しているため、以降の説明においてセグメント別の記載を省略しておりますが、事業領域は、事業を展開する地域により、国内領域及び海外領域に分かれております。

ここ数年、エネルギー分野においては、太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーに加え、蓄電池、EV（電気自動車）、ヒートポンプ（電気給湯器）、空調機器等を組み合わせて活用する「DER（Distributed Energy Resources／分散型エネルギーリソース）」（注4）という考え方が重視されるようになってきております。DERは、需要家（個人又は法人の電力消費者）側や分散して設置された小規模な設備を束ねて制御することで、電力需給バランスの調整やシステムの安定化に貢献することが期待されており、当社グループの提供するエネルギー・マネジメントサービスにおいても、こうした DER の活用を前提とした高度化を進めております。



（出典：資源エネルギー庁「分散型エネルギーリソースの施策の方向性を踏まえた対応について 2026年4月）

①スマート・リビングサービスは、電力消費者側の行動変容による電力利用効率の最適化に加え、DERを構成する蓄電池、EV、ヒートポンプ（電気給湯器）、空調機器等の制御を目的として、電力消費者にサービスや設備を直接提供している賃貸事業者、ハウスメーカー及び住宅設備商社に向けて、AI+IoT住宅サービス（電力の見える化サービス）や設備の遠隔制御サービスなどを提供しております。②エネルギー・マネジメントサービスは、電力消費者向けには当社の数値最適化 AI 技術を活用し、家庭の電気の使用状況やPV（太陽光発電）の発電状況、天気予報などの情報をAIが分析・予測し、蓄電池やEVの充電・放電に加え、ヒートポンプ（電気給湯器）や空調機器等の DER を構成する機器の統合制御を自動でコントロールし、家庭のエネルギーの使い方を最適化するサービスを提供しております。また、電力事業者向けには電力利用効率の最適化を図るクラウド型のサービスを提供しております。

具体的には、電気を作る（発電）→電気を送る（送配電）→電気を小売りする（小売）→電気を消費する（消費）という電力供給の仕組みの中で電力利用効率の最適化を図るためには、電力供給に関わる設備の特徴を考慮しながら電力供給のバランスを維持しつつ、生活の質を保ち、不便を最小限に抑える必要があることを踏まえて、(i)個人電力消費者向けサービスの提供を通じて電力利用効率の最適化を図る「ienowa（イエノワ）」（注5）、「enenowa（エネノワ）」（注6）及び「hitonowa（ヒトノワ）」（注7）などのサービスを提供しており、法人電力消費者向けには「エネマネ診断レポート（2026年2月～）」などの電力利用効率化サービスを提供しております。また、(ii)電力を供給する側である電力事業者向けサービスの提供を通じて、電力利用効率の最適化を図るクラウド型デマンドレスポンス（DR）支援サービス（DRはDERを構成する主要な手法の一つ）「BridgeLAB DR（ブリッジラボ ディーアール）」（注8）、「BridgeLAB NILM Lite（ブリッジラボ ニルムライト）」（注9）、「BridgeLAB Profiling（ブリッジラボ プロファイリング）」（注10）など、スマートメーターのデータを活用したエネルギー・マネジメントソリューション等を組み合わせることにより、DERを活用することで電源調達のみ依存しない需要側調整力の確保、インバランスコストの抑制及び容量市場（注11）・需給調整市場（注12）を踏まえたポートフォリオ最適化を支援するサービスを提供しております。

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

また、当社グループは、海外領域においては、英国に連結子会社（Inforetis Europe Ltd.）を設け、欧州圏の現地企業や日本企業の現地法人などとの実証実験を行う等、欧州圏における本格的な事業展開に向けた準備を進めております。

特に、脱炭素化を背景に英国を筆頭とした欧州圏に広がるガスボイラー（ガス給湯器）からヒートポンプ（電気給湯器）への急速なシフトが直近で最大の事業拡大機会であります。

具体的には、ヒートポンプ（電気給湯器）への急速なシフトが進む中、電気の消費量が急激に増加することによる電力系統・電力網の安定運用への影響を管理・制御するため、ヒートポンプ（電気給湯器）やその他制御可能な機器（これらは DER を構成する分散型エネルギーリソースに該当します。）の詳細な消費エネルギーデータを取得した上でのヒートポンプ（電気給湯器）の最適化制御が重要になります。

このような状況の中、2021年10月から当社グループの電力センサーが Daikin Europe N.V. の英国におけるヒートポンプ（電気給湯器）の付帯設備として導入され、当社グループは、英国において、電力系統・電力網の安定運用及び消費者の電力料金負担の低減という、需給双方のメリットを創出する最適化技術を提供しております。

当社グループの事業ドメインとして、当社グループが一次ターゲットとしているエネルギーデジタルビジネス/DX（注13）関連市場は、2025年度には5,003億円に、2035年度には9,092億円に及ぶと見込まれております（出所：株式会社富士経済、エネルギーデジタルビジネス/DX市場の現状と将来展望2022）。

なかでも、太陽光発電設備は、2021年度には277億円の見込みであったものが、2035年度には2,553億円に及ぶと見込まれております（出所：株式会社富士経済、エネルギーデジタルビジネス/DX市場の現状と将来展望2022）。また、送配電・需給調整領域は、2021年度には125億円の見込みであったものが、2035年度には713億円に及ぶと見込まれております（出所：株式会社富士経済、エネルギーデジタルビジネス/DX市場の現状と将来展望2022）。さらに、エネルギー利用領域（蓄電池サービスも含む）は、2021年度には135億円の見込みであったものが、2035年度には615億円に及ぶと見込まれております（出所：株式会社富士経済、エネルギーデジタルビジネス/DX市場の現状と将来展望2022）。

また、電力利用効率の最適化には、「需給バランス調整」のような発電・送配電・電力消費者設備という電力システム全体で最適化するサービスを、当社グループが一次ターゲットとしているエネルギー・マネジメントシステム関連市場において提供することが必要になりますが、近年においては、こうした最適化は DER を前提とし、分散型電源・蓄電池・負荷制御・デマンドレスポンス（DR）等を統合的に制御・活用する方向へと進展しており、電力+αの付加価値も同時に実現することで、当社グループのサービス普及を促し、社会基盤（インフラ）化することも必要になります。

この観点から、当社グループが二次ターゲット市場としている市場は、パートナーとのアライアンスにより、電力データに新たな価値を創り出すことでアクセス可能になるものでありますが、現在は、ヘルスケア業領域、社会インフラ業領域、公共/教育業領域、インターネット広告市場など、様々な分野・新市場へ進出を予定しております。

こういった事業展開を進めている中、当社グループが関連するエネルギー・電力業界においては、第7次エネルギー基本計画のもと、2030年に向けて再生可能エネルギー比率36~38%を目指す方針が継続しており、太陽光・風力発電を中心に導入拡大が進められる一方、系統制約や出力変動への対応が引き続き重要な課題となっております。また、データセンターや半導体工場等の新增設、さらに生成AI等の急速な普及に伴い、ICTセクターを中心とした電力需要の増加が見込まれております。こうした傾向は国際機関や国内研究機関の分析でも指摘されており、世界のデータセンター消費電力量は、2022年の約460TWhから2026年には1,000TWh規模に達する可能性が示されていることから、中長期的な電力不足リスクへの懸念が高まっております。こうした需給構造の変化を踏まえ、従来は主に行動変容型のデマンドレスポンス（DR）を中心に需給調整が進められてきたものの、近年においては DER の概念のもと、蓄電池、EV、ヒートポンプ（電気給湯器）、空調機器等の分散型エネルギーリソースを統合的に制御・活用する方向へと政策及び市場の重点が急速に移行しております。このような需要構造の変化を捉え、容量市場・容量拠出金制度の本格運用や、需給調整市場の活用、デマンドレスポンス（DR）や蓄電池等の分散型電源を活用した需要側調整力の拡大に加え、DERを前提とした統合的な需給制御を通じ、ピーク需要の抑制と電力需給の安定化を図ることが、一層重要となっております。

こうした事業環境のもと、当社グループは、卸電力市場価格の変動や容量拠出金負担の増加等による電力調達コストの不確実性に加え、生成AI等の急速な普及やデータセンター需要の拡大を背景とした中長期的な電力需要の増加により、将来的な電力不足リスクへの懸念が高まっていることを踏まえ、電力の安定調達と収益性確保に課題を抱える小売電気事業者向けのソリューション提供に重点的に取り組ん

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

でまいりました。当社グループは、脱炭素社会の実現及びグリーントランスフォーメーション（GX）の推進を図るとともに、AI・デジタル技術を活用した高精度な電力需要予測や需要側エネルギー・マネジメント（DER を前提とした統合制御を含む。）を通じて、電力利用効率の向上と調達コスト低減の両立、さらには将来の電力需給ひっ迫リスクの緩和に資する各種サービスの提供に注力しております。

このような不可逆な中長期的環境変化への対応を踏まえ、また、さらには昨今の社会情勢から急速に高まっているエネルギー価格高騰リスクへの懸念も念頭に、当社グループは、次世代（第2世代）スマートメーター（注 14）関連事業及び海外事業を引き続き中長期成長戦略の中核に位置付けつつも、足元で急速に高まる電力効率利用ニーズに対応する観点から、小売電気事業者向けデマンドレスポンス（DR）支援サービスとその関連サービス拡充をはじめとする電力事業者向け事業への取り組みを、当面の重点テーマとして一段と加速させていく方針であります。

当社は、こうした事業環境を踏まえ、当社グループの成長シナリオを明確化し、その実現を加速するべく、2025年11月13日付で「中期経営計画 2026年12月期～2030年12月期目標」を発表しております。国内においては小売電気事業者向けデマンドレスポンス（DR）支援サービスの獲得数と、電力事業者の収益確保（＝電力の効率利用化）に向けた新サービス拡充による顧客単価増を主な成長牽引要素として、プラットフォーム・アプリ売上高は299百万円（2025年12月期実績値）から3,202百万円（2030年12月期）への増加を計画しております。また、英国を中心とする海外向けサービス売上高は13百万円（2025年12月期実績値）から1,630百万円（2030年12月期）への増加を計画しております。2030年12月期にストック型収益割合は80%を超える水準に到達する計画としており、次世代（第2世代）スマートメーター関連事業及び海外事業の着実な拡大と併せて、電力事業者向けサービスを中心としたプラットフォーム・アプリ収益を早期に積み上げていくことが、中期経営計画の確実な遂行に向けた重要なポイントであると認識しております。足元で高まるエネルギーコストや需給課題ニーズを的確に捉え、適切なタイミングで成長投資を実行していくことが、当社グループの中長期的な成長ポテンシャルを高める上で重要であると考えております。

一方、財務面においては2026年5月14日に公表した「2026年12月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」のとおり、当第1四半期連結累計期間において経常利益・四半期純利益とも黒字を計上し、通期業績の達成に向けて力強いスタートを切ることができました。また、2025年12月22日に発行した第9回新株予約権による資金調達については、当初想定していた調達規模には届かなかったものの、約370百万円の資金を確保しており、当社グループが中期重点項目として掲げる次世代（第2世代）スマートメーター関連事業及び海外事業の推進に必要な成長投資資金については、同調達により概ね見込んでいた水準まで手当てすることができております。

もっとも、第9回新株予約権による資金調達により一定の資金を確保した後においても、当社グループを取り巻く事業環境は当初想定を上回るスピードで変化しております。2026年に入り緊迫化する中東情勢は、原油・LNG 価格の変動を通じて日本国内の電力料金上昇リスクを高めており、電力コストの先行きに対する不透明感は一段と高まっております。加えて、AI 及びデータセンターの普及拡大を背景として電力需要の増加が見込まれるなか、電力需給の安定化に向けた精緻な需要予測及び高度なエネルギー・マネジメントの重要性は一層高まっております。

このような外部環境の変化は、当社グループが展開する電力事業者向けサービスを中心としたエネルギー・マネジメント事業にとって事業機会の拡大を意味する一方で、その需要の立ち上がりに対応するためには、システム開発、人材採用及びパートナー連携等を機動的に進めるための投資余力をあらかじめ確保しておく必要があります。特に、エネルギー価格高騰に対応する小売電気事業者向けサービス拡充関連は、市場形成の初期段階における対応の迅速性が案件獲得や事業基盤の構築に大きく影響するため、投資実行の遅れは中長期的な事業機会の逸失につながる可能性があるものと認識しております。

一方で、当社グループの業績は、引き続き構造的な収益力の底上げが求められる局面にあり、固定費の抑制や人員配置の最適化、外注費の見直し等を通じた厳格なコストコントロールを継続する必要がある状況に変わりはありません。このため、既存の手元資金及び第9回新株予約権による調達資金については、主として次世代（第2世代）スマートメーター関連事業及び海外事業向けの成長投資に充当しつつ、これとは別に、足元で拡大する DR 関連サービスを中心としたエネルギー・マネジメント事業に対して、需要の立ち上がりに応じた投資を機動的に実行するための資金を確保することが重要であると判断いたしました。

さらに、財務戦略の観点からは、借入金のうち相対的に金利負担の高いものについて返済を進めることにより、利息支払負担の軽減を図り、財務基盤の安定性を一層高めることも重要であると認識しております。

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

以上のとおり、本新株予約権による資金調達、第9回新株予約権による資金調達後、比較的短期間で再度実施するものではありませんが、これは既存の資金使途を大きく変更するものではなく、外部環境の急速な変化を踏まえ、新たに顕在化・拡大している DR 関連需要を着実に取り込むための追加的かつ機動的な対応を可能とすることを目的とするものであります。当社グループとしては、成長投資の実行時期を逸することによる機会損失を回避しつつ、中期経営計画の実現確度を一層高める観点から、短期間での追加的な資金調達を実施することが合理的であり、ひいては中長期的な企業価値及び株主価値の向上に資するものと判断いたしました。

資金調達を行うにあたり、下記「(3) 本新株予約権を選択した理由」に記載のとおり、資金使途の目的に適した資金調達の方法を検討した結果、割当予定先より本新株予約権の発行による資金調達手法の提案を受けました。本新株予約権は、当社の資金需要を満たす資金を調達できる蓋然性の高い設計となっております。また、「(3) 本新株予約権を選択した理由 【本新株予約権の特徴】及び【他の資金調達方法との比較】」に記載のとおり、本新株予約権による資金調達方法あるいは他の調達方法によるメリット及びデメリット等を総合的に検討し、決定いたしました。

なお、本新株予約権発行による調達資金の具体的な使途及び支出予定時期につきましては、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期」をご参照ください。

(注)

1. GX: Green Transformation の略語で、日本政府では、産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体を変革すべく、エネルギーの安定供給・経済成長・排出削減の同時実現を目指す『GX (グリーン・トランスフォーメーション)』を推進しています(出所: 経済産業省「GX (グリーン・トランスフォーメーション)」Web サイト)。
2. 機械学習: 人間が有する学習能力に類似した機能をアルゴリズムに持たせることにより、学習し進化する技術手法、技術名のこと。具体的には、教師データ(学習の元になるデータ)に基づいてアルゴリズムが学習することで、類似の状況において、学習により構築したパターンに基づいて、アルゴリズムが精度の高い推定や判断を行うことが可能になります。
3. SaaS: Software as a Service の略語で、ソフトウェアやアプリケーションの機能をサービスとして、クラウド上で提供し、利用者がネットワーク経由で利用するモデルのこと。
4. DER (Distributed Energy Resources/分散型エネルギーリソース): 需要家側に分散して設置された小規模なエネルギー資源の総称であり、太陽光・風力などの再生可能エネルギー、蓄電池・EV・燃料電池、並びにデマンドレスポンス(DR)などの負荷制御を含みます。これらは、個々は小規模であるものの、集合的に需給調整や系統安定化に資するエネルギー資源となります。
5. ienowa (イエノワ): 当社が提供するサービスで、AI(機械学習)による分析で推定された家庭内の家電による電気の使用状況や太陽光の発電、蓄電池の充放電などの家庭における電力の流れを電力消費者に向けてわかりやすく見える化し、「家電のつけっぱなし」や「電気の使い過ぎ」などを、通知するものです。
6. enenowa (エネノワ): 当社が提供するサービスで、家庭における電力の流れを電力消費者に分かりやすく見える化するほか、蓄電池等の大容量電力設備を自動で最適化制御するアルゴリズムも組み入れており、高度な電力マネジメントを可能にするものです。
7. hitonowa (ヒトノワ): 当社が提供するサービスで、「ienowa」、「enenowa」を販売する事業者に対する電力消費者からの問い合わせ受信や電力消費者へのお知らせ配信の業務効率化、電力データを活用したより良い暮らしの提案などを実現するものです。
8. BridgeLAB DR (ブリッジラボ ディーアール): 当社が提供するサービスで、主に小売電気事業者等に提供しております。小売電気事業者等がデマンドレスポンス(DR)を実施する際に発生する業務を当サービス上で完結できる業務支援サービスです。DRとは、電力需給の極端な乱れが見込まれる場合に、小売電気事業者等が対象となる時間を指定した上で、電力消費者に対象時間の電力消費の抑制を促し、抑制実績に基づいて、電気料金を割り引いたり、ポイント等のインセンティブを付与したりするものです。
9. BridgeLAB NILM Lite (ブリッジラボ ニルムライト): 主に「BridgeLAB DR」を提供する小売電気事

ご注意: この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

業者に向けて提供するサービスで、現行（第1世代）スマートメーターから取得できる30分単位の電力データを用いて、AI（機械学習）による分析で推定された家庭内の家電による電気の使用状況を簡易的に分析し、電力契約者の電気料金に対する納得感を高めることによりリテンションをはかるなどの効果を狙ったものです。

10. BridgeLAB Profiling（ブリッジラボ プロファイリング）：主に「BridgeLAB DR」を提供する小売電気事業者に向けて提供するサービスで、現行（第1世代）スマートメーターから取得できる30分単位の電力データを用いて、電力契約者の属性などの推定を行い、小売電気事業者のマーケティング活動などに活用することを狙ったものです。
11. 容量市場：将来の電力不足を防ぐため、小売電気事業者が「発電所の維持・確保」に対して対価を支払う制度です。電気は、1年で最も需要が増える瞬間に合わせて設備を整えておく必要があります。しかし、稼働率の低い発電所は維持が難しいため、「いざという時のための最大供給力（ピーク時の余力）」をあらかじめ市場で買い取る（予約する）ことで、発電所の廃止を防ぎ、日本全体の安定供給を維持する仕組みを指すものです。
12. 需給調整市場：刻一刻と変化する電力需要に対し、周波数や電圧を一定に保つための『調整力』を取引する制度です。電気は常に『使う量』と『作る量』を一致させる必要がありますが、天候による再エネ出力の変動や、突発的な需要の変化により、秒単位でバランスが崩れることがあります。このズレを即座に修正するための余力を市場で確保しておくことで、大規模な停電を防ぎ、電気の品質（周波数）を安定させる仕組みを指すものです。
13. DX：Digital Transformation の略語で、企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立することです。
14. 次世代（第2世代）スマートメーター：2014年から本格導入が開始された毎月の検針業務の自動化や電力使用状況の見える化を可能にする電力量メーター（＝現行（第1世代）スマートメーター）に代わり、2026年から順次交換が始まっている電力メーターのことで、『「次世代スマートメーター」＝「電力DX推進に向けたツール」』として位置づけられています（出所：経済産業省・資源エネルギースマートメーター制度検討会次世代スマートメーターの標準機能について（中間取りまとめ））。

（2）本新株予約権の商品性

今回の資金調達には、当社が割当予定先に対し、行使可能期間を約3年（2026年7月24日から2029年7月23日まで）とする行使価額修正条項付新株予約権（行使価額修正条項の内容は、別添の本新株予約権の発行要項第10項に記載されております。）を第三者割当の方法によって割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本第三者割当契約を締結しますが、本新株予約権の発行要項及び本第三者割当契約には、以下に定める内容が含まれております。

＜本新株予約権の行使指定及び行使指定の撤回＞

当社は、2026年7月24日から2029年6月22日までの間において、発行後の株価の状況や当社の資金調達ニーズが高まるタイミングを考慮し、臨機応変に資金調達を実現するため、当社の判断により、当社は割当予定先に対して本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定すること（以下「行使指定」といいます。）ができます。

行使指定に際しては、行使指定を行った日（以下「行使指定日」といいます。）において、以下の要件を満たすことが前提となります。

- (i) 東証終値が下限行使価額の120%に相当する金額を下回っていないこと
- (ii) 前回の行使指定日から20取引日以上の間隔が空いていること（但し、初回の行使指定の場合を除きます。）
- (iii) 当社が、未公表の重要事実を認識していないこと
- (iv) 当社の株価に重大な影響を及ぼす事実の開示を行った日及びその翌取引日でないこと

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(v) 東証における当社普通株式の普通取引が東証の定める株券の呼値の制限値幅の上限に達し（ストップ高）又は下限に達した（ストップ安）まま終了していないこと

(vi) 当社が、停止指定（以下に定義します。）を行っていないこと

当社が行使指定を行った場合、割当予定先は、原則として、本第三者割当契約に基づき行使指定通知書が交付された日の翌取引日（当日を含みます。）から20取引日後の日までの期間（以下「行使指定期間」といいます。）に指定された数の本新株予約権を行使する義務を負います。

一度に行使指定可能な本新株予約権の数には限度があり、本新株予約権の行使により交付されることとなる当社普通株式の数が、行使指定日の直前取引日までの20取引日又は60取引日における当社普通株式の1日当たり平均出来高のいずれか少ない方に2を乗じて得られる数と払込期日現在の上場株式数の10%に相当する株数のいずれか小さい方を超えないように指定する必要があります。

但し、行使指定後、当該行使指定に係る行使指定期間中に東証終値が下限行使価額を下回った場合には、以後、当該行使指定の効力は失われます。

また、当社は、行使指定を将来に向かって撤回することができます。行使指定の撤回は、当社の裁量により決定することができ、行使指定の撤回に際して、当社は割当予定先に対し、書面により行使指定の撤回に係る通知（以下「行使指定撤回通知」といいます。）を行います。行使指定は行使指定撤回通知に記載された行使指定失効日をもって効力を失いますが、行使指定失効日は行使指定撤回通知が行われた日（当日を含みます。）から2取引日目以降の日とします。

当社は、上記の行使指定期間の通知又は行使指定撤回通知を行った場合には、その旨をプレスリリースにて開示いたします。

<本新株予約権の停止指定及び停止指定の撤回>

当社は、本第三者割当契約に基づき、当社の事業内容の進捗、資金需要及び市場環境等を勘案しつつ、一時に大幅な株式価値の希薄化が発生することを抑制するため、その裁量により、本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間（以下「停止指定期間」といいます。）を随時、何度でも指定（以下「停止指定」といいます。）することができます。停止指定期間は当社の裁量により決定することができ、当社は割当予定先に対し、当該期間の初日から遡って5取引日前までに書面により停止指定期間の通知を行います。

割当予定先は、かかる停止指定を受けた場合、本第三者割当契約に従い、停止指定期間中に本新株予約権を行使することができません。但し、行使指定を受けて割当予定先が行使義務を負っている本新株予約権の行使を妨げるような停止指定を行うことはできません。

また、当社は、停止指定を将来に向かって撤回することができます。停止指定の撤回は、当社の裁量により決定することができ、停止指定の撤回に際して、当社は割当予定先に対し、失効日から遡って5取引日前までに書面により停止指定の撤回に係る通知を行います。

当社は、上記の停止指定の通知又は停止指定の撤回に係る通知を行った場合には、その旨をプレスリリースにて開示いたします。

<下限行使価額の水準>

本新株予約権の当初下限行使価額は437円（発行決議日の直前取引日の東証終値の70%の水準）であり、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額となります。

また、当社は、当社取締役会の決議（以下「下限行使価額修正決議」といいます。）により、下限行使価額を修正することができます。したがって、足元の大きな市場変動から、権利行使が円滑に進まない場合においても、資金調達の実現性を確保する観点から、当社の裁量で下限行使価額の引き下げを検討することが可能です。また、各下限行使価額修正決議による修正後の下限行使価額は、発行決議日前取引日の終値の50%に相当する金額である313円を下回らず、かつ、当該下限行使価額修正決議による修正前の下限行使価額を上回らない範囲での下限行使価額の修正を可能としております。なお、下限行使価額の修正の下限は313円（発行決議日の直前取引日の東証終値の50%の水準）に設定されており、行使価額又は下限行使価額の下方修正には歯止めが掛かる仕組みとなっております。

当社は、上記の下限行使価額修正決議を行った場合には、その旨をプレスリリースにて開示いたしま

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

す。

<割当予定先による本新株予約権の取得の請求>

(イ) 2026年7月24日以降、2029年7月23日までの間のいずれかの20連続取引日の東証における当社普通株式の東証終値の全てが437円（但し、別添の本新株予約権の発行要項第11項第(2)号又は第(5)号に掲げる事由が生じた場合には、同項の規定を準用して調整した金額とします。）を下回った場合、(ロ)当社が吸収分割若しくは新設分割につき当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会で承認決議した後、当該吸収分割若しくは新設分割の効力発生日の15取引日前までの期間、(ハ)本第三者割当契約に定める当社の表明及び保証に虚偽があった場合、又は(ニ)当社が本第三者割当契約上の義務に違反した場合、割当予定先は、本第三者割当契約に従い、取得期間の初日の前取引日に、当社に本新株予約権の取得に係る通知書を交付することにより、本新株予約権の取得を請求することができます。

上記請求がなされた場合、当社は、当該請求に係る通知書を受領した日の翌取引日（当日を含みます。）から15取引日以内に、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより残存する本新株予約権の全部を取得します。

<本新株予約権の譲渡>

本第三者割当契約に基づいて、本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認が必要となり、また、本新株予約権が譲渡された場合でも、当社が割当予定先に対して本新株予約権の行使指定及びその撤回を行う権利、本新株予約権の停止指定及びその撤回を行う権利、並びに割当予定先が当社に対して本新株予約権の取得を請求する権利は、譲受人に引き継がれます。

(3) 本新株予約権を選択した理由

当社は、上記「(1) 資金調達の主な目的」に記載した内容を実行するために、資本金調達手法のみならず、負債性調達手法を含めた様々な手法について検討を行いました。当社としては、当社の判断によって希薄化をコントロールしつつ資金調達や自己資本の増強が行えること、資金調達の機動性や蓋然性が確保された手法であるかを重視いたしました。

結果、上記「(2) 本新株予約権の商品性」に記載した、本新株予約権、割当予定先と締結する予定の本第三者割当契約の内容を考慮して、本新株予約権の発行及び行使による資金調達（以下「本スキーム」といいます。）が当社にとって現時点において最良の資金調達方法であると判断いたしました。

【本新株予約権の特徴】

① 株価への影響の軽減が可能なこと

- ・ 行使価額は各行使請求の効力発生日の直前取引日の東証終値を基準として修正される仕組みとなっていることから、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいこと
- ・ 下限行使価額が当初 437 円（発行決議日の直前取引日の東証終値の 70%の水準）（但し、本新株予約権の下限行使価額については下限行使価額修正決議により、313 円を下回らず、かつ、当該下限行使価額修正決議による修正前の下限行使価額を上回らない範囲で修正することができます。）に設定され、下方に修正される可能性があります、その場合でも、下限行使価額は 313 円を下回らないこと
- ・ 行使指定を行う際には、東証終値が下限行使価額の 120%の水準以上である必要があり、また、上記「(2) 本新株予約権の商品性 <本新株予約権の行使指定及び行使指定の撤回>」に記載のとおり、一度に行使指定可能な数量の範囲は行使指定直前の一定期間の出来高等を基本として定められることとなっており、行使が発生する株価水準や株式の交付による需給悪化懸念に配慮した設計となっていること

② 希薄化の抑制が可能なこと

- ・ 本新株予約権は、潜在株式数が 1,400,000 株（発行決議日現在の当社発行済株式総数 5,987,357 株の 23.4%）と一定であり、株式価値の希薄化が限定されております。また、本新株予約権に

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

は上限行使価額が設定されていないため、株価上昇時には希薄化を抑制しつつ調達金額が増大するというメリットを当社が享受できることで、既存株主の利益に配慮した資金調達が可能となっております。

- ・ 本新株予約権者がその裁量により本新株予約権を行使することができるため、当社が行使指定を行わずとも行使価額が下限行使価額を上回る水準では行使が進むことが期待される一方、当社は、当社株価動向等を勘案して停止指定を行うことによって、本新株予約権の行使が行われないようにすることができます。
- ③ 資金調達ニーズへの柔軟な対応が可能なこと
 - ・ 本新株予約権は、発行後の株価の状況や当社の資金調達ニーズを考慮し、行使指定又は停止指定を行うことを通じて、臨機応変に資金調達を実現することが可能な設計となっております。
- ④ 資本政策の柔軟性が確保されていること
 - ・ 本新株予約権には取得条項が付されており、資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部をいつでも取得することができます。

【本新株予約権の留意事項】

本新株予約権には、主に、下記①乃至⑤に記載された留意事項がありますが、当社としては、上記【本新株予約権の特徴】の①乃至④に記載のメリットから得られる効果の方が大きいと考えております。

- ① 本新株予約権には行使価額の修正条項が付されており、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日に当該日の直前取引日の東証終値の93%に相当する金額に修正されます。その結果、当社普通株式の市場株価を下回る価格で株式が発行され、希薄化が生じることとなります。
- ② 本新株予約権の下限行使価額は当初437円（発行決議日の直前取引日の東証終値の70%の水準）（但し、本新株予約権の下限行使価額については下限行使価額修正決議により、313円（発行決議日の直前取引日の終値の50%の水準）を下回らず、かつ当該下限行使価額修正決議による修正前の下限行使価額を上回らない範囲で修正することができます。）に設定されており、株価水準によっては本新株予約権の行使による資金調達の全部又は一部ができない可能性があります。
- ③ 本新株予約権の行使期間中、株価が長期的に発行決議日の直前取引日の株価を下回り推移する状況では、発行決議日の直前取引日の株価に基づき想定される金額を下回る資金調達となる可能性があります。本新株予約権は行使価額修正条項がついているものの下限行使価額が設定されていることから、株価水準によっては本新株予約権の行使がなされない可能性があります。なお、本新株予約権の行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。
- ④ 当社の株式の流動性が減少した場合には、資金調達完了までに時間がかかる可能性があります。
- ⑤ 本新株予約権発行後、東証終値が20取引日連続して437円を下回った場合等には、割当予定先が当社に対して本新株予約権の取得を請求する場合があります。

【他の資金調達方法との比較】

- ① 公募増資との比較

公募増資による新株式発行は、即時の資金調達が可能であるものの、希薄化についても即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。また、資金調達ニーズの発生を受けてから、公募増資による資金調達の準備を開始した場合には、引受証券会社の選定や準備等に長期間を要し、公募増資を実施できるかどうかは株価動向や市場全体の動向に大きく左右されます。したがって、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や継続開示書類の提出期限との関係で最低でも数ヶ月程度は後ろ倒しになることから、柔軟性が低く、資金調達の機動性が低いと判断しております。
- ② 第三者割当による新株式発行との比較

第三者割当による新株式発行は、即時の資金調達が可能であるものの、希薄化についても即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。また、割当先が相当程度の議決権を保有するため、当社の株主構成やコーポレートガバナンスに影響を及ぼす可能性があるものと考えております。

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

③ 第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行との比較

第三者割当による転換社債型新株予約権付社債（以下「CB」といいます。）の発行は、様々な商品設計が考えられます。一般的には割当先による転換権の行使が制限されないため、当社は希薄化をコントロールできませんが、本スキームでは、割当予定先と当社との間で締結予定の本第三者割当契約により、当社は行使指定期間及び停止指定期間を定めることができるため、当社による希薄化のコントロールが一定程度可能となります。また、転換価額が固定されているCBは、株価が転換価額より上昇しない限り転換が進捗せず資本増強目的が達成できないことが懸念されます。一方、株価に連動して転換価額が修正されるCBは、一般的には転換により交付される株式数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

④ ライツ・オフアリングとの比較

いわゆるライツ・オフアリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフアリングと新株予約権の権利行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフアリングがあります。コミットメント型ライツ・オフアリングは、国内における事例が少なく事前準備に相応の時間を要することや引受手数料等の発行コストの増大が予想されることから、現時点では実施の目処は立っておりません。また、ノンコミットメント型ライツ・オフアリングでは、既存投資家の参加率が不透明であることが、資金調達への蓋然性確保の観点から不適当であると判断いたしました。

⑤ その他の商品性の第三者割当による新株予約権の発行との比較

第三者割当型新株予約権は、様々な商品設計が考えられます。例えば、権利行使価額が固定の新株予約権では、株価が権利行使価額を上回らない限り、権利行使が進捗せず資金調達目的が達成できないことが懸念されます。加えて、株価上昇時には当社はその株価上昇メリットを享受できません。

⑥ 借入・社債との比較

借入や社債による資金調達では、利払い負担や返済負担が生じるとともに、当社の財務健全性の低下が見込まれます。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
882,910,000	15,000,000	867,910,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、発行価額の総額に、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。
2. 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初行使価額（発行決議日の直前取引日の東証終値）で行使されたと仮定して算出した金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に全部又は一部の行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。
3. 発行諸費用の概算額の主な内訳は、本新株予約権の発行に関する弁護士費用、評価算定費用、登録免許税等の合計額であります。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

上記差引手取概算額867百万円について、具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりです。

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① 電力事業者向け事業等の加速に伴う事業推進費	680	2026年8月～2029年12月
② 借入金の返済	187	2026年8月～2029年12月
合計	867	—

- (注) 1. 本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、調達する資金の額は変動いたします。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達する資金の額は減少します。本新株予約権の行使状況又は行使期間における株価推移により想定どおりの資金調達ができなかった場合には、上記「②借入金の返済」に充当する予定金額を減額し、更に上記「①電力事業者向け事業等の加速に伴う事業推進費」の充当予定金額に不足が生じるときは自己資金及び借入金から充当する予定であります。なお、本新株予約権の行使時における株価推移により上記の使途に充当する支出予定金額を上回って資金調達ができた場合には、上記「①電力事業者向け事業等の加速に伴う事業推進費」に充当する予定であります。
2. 上記具体的な使途①及び②は、資金使途としての優先順位に従って記載しております。

調達資金の使途の詳細は以下のとおりであります。なお、それぞれの具体的な充当期間までは、銀行預金等の安定性の高い金融商品にて資金管理を図る予定であります。

① 電力事業者向け事業等の加速に伴う事業推進費：680 百万円

当社グループは、日本の電源構成において火力発電が依然として高い割合を占める状況のもと、原油・LNG 市場の動向や中東情勢の緊迫化等を背景とする燃料価格の上昇や卸電力市場価格の変動が、小売電気事業者の事業環境に継続的な影響を与えているものと認識しております。

2026 年の中東情勢の緊迫化は、原油・LNG 価格や日本の電力料金上昇リスクの要因として指摘されており、電力コストの先行き不透明感を高める要因となっております。また、AI・データセンターの普及による電力需要の急伸を受け、精緻な需要予測と電力消費の高度なマネジメントの重要性が増大しております。さらに、電力システム改革が進む中で、将来も安定して電力を供給するための仕組みとして容量市場（注1）の運用が進んでおります。

こうした環境のもと、小売電気事業者にとっては、容量拠出金（注2）の負担に適切に対応するとともに、需給調整力を確保し、事業の基盤を強化していくことの重要性が一段と高まっております。

また、小売電気事業者は、電力を仕入れて販売する事業構造上、燃料費や市場価格の変動に加え、需要変動に伴う収支変動リスクにも直面しており、これらへの対応が重要な経営課題となっております。特に原油・LNG 価格の上昇は電気料金や電力調達コストに影響を及ぼし得ることから、価格変動リスクへの耐性強化が一層重要となっております。

このように、価格変動リスク及び需給バランスへの対応が重要となる中で、これらの課題に対処し得る手段として、DER (Distributed Energy Resources) の活用が注目されております。DER は、機動的な機器制御や需要側の行動変容を通して、需給ひっ迫時の調整力としてだけでなく、市場価格の安い時間帯への需要シフト（充電や稼働の最適化）といった局面でも広く活用が進むことが見込まれるため、エネルギーコストの安定化と系統安定化を両立する手段として重要性が高まっております。

当社グループは、需要家側の電力消費量の可視化及び需給状況に応じた柔軟な制御技術を基盤に、DER を構成する様々な手法の中から、その皮切りとして、デマンドレスポンス (DR) (注3) 支援サービス「BridgeLAB DR」、並びに上記に付随・派生する各種 DR 関連サービス（「法人需要家向けエネマネ診断サービス」「BridgeLAB Profiling」「BridgeLAB NILM Lite」等）を展開しております。電力価格高騰局面においては、特に小売電気事業者の収益安定化及び需要家の電気料金負担抑制に資するソリューションへのニーズが高まることに加え、容量市場 DR を含む制度対応の重要性が一層高まると見込まれます。こうした環境変化は、当社グループにとって、需給調整

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

力の整備及びこれらのサービスの社会実装を着実に加速させる好機であると捉えております。また、DR 領域は継続的発展が見込まれる事業分野である一方、市場の切迫性や競争が少ない現状を踏まえると、まさに今が当該事業への投資を強化すべきタイミングであると認識しております。

このため、当社グループは、小売電気事業者向けソリューションビジネスの一層の拡大及び高度化を図ることを目的として、調達資金の一部を以下のとおり、デマンドレスポンス (DR) 関連サービスの高度化を皮切りとした DER (分散型エネルギーリソース) 活用型エネルギー・マネジメント事業の拡大に向けた事業推進費として充当する予定であります。

(注1) 容量市場とは

将来の電力不足を防ぐため、小売電気事業者が「発電所の維持・確保」に対して対価を支払う制度です。電気は、1年で最も需要が増える瞬間に合わせて設備を整えておく必要があります。しかし、稼働率の低い発電所は維持が難しいため、「いざという時のための最大供給力(ピーク時の余力)」をあらかじめ市場で買い取る(予約する)ことで、発電所の廃止を防ぎ、日本全体の安定供給を維持する仕組みを指します。

(注2) 容量拠出金とは

将来の発電能力(供給力)を確保するための費用として、小売電気事業者に課せられる負担金を指します。容量拠出金は、日本全体の電力安定供給に不可欠な発電設備の維持・新設を促す「容量市場」の運用を支えるための原資であり、各事業者のピーク時の需要規模等に応じて拠出額が決定されます。社会インフラ維持のための受益者負担という側面を持つ一方、小売電気事業者にとっては、電力調達コストとは別に発生する固定的かつ不可避的な費用であり、収益性を左右する重要なコスト要因となります。

(注3) デマンドレスポンス (DR) とは

電力需給の安定に不可欠な「発電量と消費量の一致」を図るため、需要側の電力使用を制御・調整する仕組みです。従来は主として火力発電等の供給側で需給調整が行われてきましたが、脱炭素化の進展や再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、需要側での調整の重要性が高まっています。具体的には、需給ひっ迫時に需要を抑制する「下げ DR」に加え、再生可能エネルギーの余剰時に需要を創出・増加させる「上げ DR」等を通じて、供給状況に応じた柔軟な消費パターンの変化を促し、電力システムの安定化に寄与するものです。

(イ) デマンドレスポンス (DR) を含む需要側エネルギー・マネジメントに係る製品・サービス開発及び DR 関連機能強化費用 250 百万円

当社グループは、需要家の電力利用データを活用した各種 DR サービスの提供を通じて、小売電気事業者及び需要家の双方に対して付加価値の高いソリューションを提供してまいりました。今後、電力需給のひっ迫や価格変動が一層顕在化することを見据え、需要家側設備の制御・最適化を可能とする DR 関連機能の拡張・高度化、市場制度の変更に応じたサービス仕様の見直し、容量市場 DR への対応機能の整備、並びにサイバーセキュリティ対策の強化等を継続的に実施していく必要があると考えております。

このため、DR 関連サービスの機能拡充及び品質向上に向けた研究開発費用、容量市場 DR を含む各種制度対応に必要なシステム開発費用、データ処理基盤の整備・拡張費用、並びにサービス提供に係る安定運用及び情報管理体制の強化に必要な費用等に資金を充当する予定であります。なお、これら DR 関連機能の高度化を通じて、高精度な需要予測や蓄電池・ヒートポンプ(電気給湯器)等の分散リソース制御を含む DER マネジメント機能へと順次展開していくことを想定しております。

(ロ) 業務基盤のシステム化・効率化費用 60 百万円

DR 関連サービスの提供にあたっては、需要家の DR への参加募集、電力ひっ迫時又は電力余剰時に需要家に対する DR への参加要請指示や需要家の保有する蓄電池やヒートポンプ(電気給湯器)等を遠隔制御する際の制御指示、実績検証、インセンティブ配分、請求処理等、多岐にわたる業務プロセスを安定的かつ効率的に運用することが求められます。今後、DR メニューの多様化や参加需要家数の拡大、並びに容量市場 DR を含む制度対応の高度化が進むことを見据えると、これら

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

の業務を高い精度と迅速性をもって継続的に遂行できる運営基盤の整備が重要であると認識しております。

当社グループは、将来的な事業規模の拡大にも対応可能な運営体制を構築するため、DR 関連業務プロセスのシステム上での一元管理を進め、標準化・自動化を図る方針であります。具体的には、DR プログラムの企画・運営、需要家リソースの登録・管理、イベント発動時の通知・制御、実績データの収集・検証、インセンティブ算定・精算、並びに容量市場 DR の運用管理等の一連の業務フローをカバーする業務システムの構築・改修、及び関係システムとの連携強化等に係る費用に資金を充当し、小売電気事業者に対するサービス提供品質と信頼性の向上、並びにスケラビリティの確保を図る予定であります。これにより、将来的には DR に限らず、蓄電池やエコキュート等の分散型リソースを含めた DER 全体の需給調整サービスを一元的に運用し得る業務基盤の構築を目指してまいります。

(ハ) 販売体制及びマーケティング強化費用 120 百万円

DR 関連サービスを広く普及させるためには、小売電気事業者や法人需要家に対する提案力の強化と、市場における認知度向上が重要であると認識しております。特に容量市場 DR を含む制度対応型ソリューションについては、単なる節電支援にとどまらず、小売電気事業者の収益機会の創出及び容量関連コスト対応に資する提案として訴求していく必要があります。

そのため、営業人員の拡充及び専門人材の育成、代理店・パートナー企業との協業体制の構築・強化、並びに顧客向け説明会、セミナー及びウェビナー等の開催を通じて、当社ソリューションの浸透を図ってまいります。

また、デジタルマーケティング、業界専門誌、展示会等を活用した広告宣伝活動、導入事例の発信等に必要費用についても、本資金を充当する予定であります。あわせて、将来的には DR のみならず、蓄電池制御や需要予測・需給ポジション管理等を含む総合的な DER マネジメントサービスとしての提案力強化にもつなげてまいります。

(ニ) 人材採用・育成等の組織基盤強化費用 250 百万円

高度化する DR 及び需要側エネルギー・マネジメント事業を推進するためには、エンジニア、電力需給運用の専門家、営業・マーケティング人材等、多様な専門性を有する人材の確保及び育成が重要であります。これに加え、事業の安定的な成長を実現するためには、現場の開発・営業体制に加え、事業戦略や資金調達を含む経営管理体制の強化も重要であると認識しております。

当社グループは、上場準備期間中より継続して人件費等のコスト抑制に努めてまいりました。上場以降においても、外部事業環境の不透明感の高まりを受け、まずは収益基盤の安定化を最優先とし、人件費を含む諸コストの投下を慎重に抑制してまいりました。しかしながら、今後のさらなる事業拡大を見据え、これらの人材の採用費用及び報酬費用、既存人材のスキル向上のための研修費用等、これまで一定の抑制を継続してきた人件費水準を市場競争力のある水準へと適正化し、人材のリテンションの強化に資金を充当することにより、持続的成長を支える組織基盤の強化を図る予定であります。

特に、電力事業者向け事業の高度化や M&A を含む成長投資の推進、資金調達をはじめとする資本政策・財務戦略の立案・遂行、資本市場との建設的な対話をリードする経営管理人材については、当社グループの企業価値向上に対する影響が極めて大きいことから、エンジニアと同等以上に重要な戦略的リソースであると位置付けております。このため、当該人材に対する報酬水準については、これまでの抑制的な水準を改め、職務の重要性及び負託される責任の重さを十分に反映した水準へと適正化し、中長期的な企業価値向上と連動したインセンティブを付与することにより、優秀な人材の確保・定着及びガバナンス水準の一層の向上につなげてまいります。

② 借入金の返済：187 百万円

当社グループは、これまで事業拡大及び成長投資のために、自己資本や金融機関からの借入金等の資金調達手段を組み合わせ活用してまいりましたが、中長期的な財務健全性の確保と負債

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

コストの抑制の観点から、有利子負債残高（826 百万円）を適切な水準まで圧縮することが重要であると認識しております。

また、市場金利の水準や各借入金の契約条件等を総合的に勘案した結果、当社グループとしては、一定の借入金について計画的に返済を進めることにより、将来の金融負担を軽減し資本構成の適正化を図ることが望ましいと判断しております。

このため、調達資金のうち 187 百万円については、当社グループが保有する有利子負債のうち、金利水準や残存期間等を踏まえて選定する借入金の返済に充当することにより、利息支払負担の軽減と財務レバレッジの適正化を進めてまいります。これにより、将来のキャッシュアウトを抑制し、財務体質の一層の健全化及び安定化を図るとともに、DR 事業をはじめとする成長分野への投資に対して、より柔軟かつ機動的に資金を配分できる体制の構築を目指してまいります。

以上のとおり、当社グループは、本件により調達する資金を、DR の高度化を起点とした DER 活用型エネルギー・マネジメント事業の成長投資及び借入金返済による財務基盤の強化に活用することで、事業環境の変化に対応しつつ持続的な成長を実現し、企業価値の最大化を図ってまいります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回のファイナンスにより調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期」に記載の使途に充当することで、今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図れることから、株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

（1）発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の本第三者割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号、代表取締役社長 野口 真人）（以下「ブルータス・コンサルティング」といいます。）に依頼いたしました。ブルータス・コンサルティングは、評価基準日（2026年7月6日）の市場環境を考慮の上で、権利行使期間（2026年7月24日から2029年7月23日）、権利行使価格（東証における当社普通株式の普通取引の2026年7月6日終値とした。）、当社株式の株価（625円）、株価変動性（102.59%）、配当利回り（0%）及び無リスク利率（1.553%）を勘案し、新株予約権の価値評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の価値評価を実施しております。価値評価にあたっては、主に①当社の取得条項（コール・オプション）については発動のタイミングを定量的に決定することが困難であるため評価に織り込まないこと、②割当予定先は株価水準に留意しながら権利行使を行うこととして、株価が下限行使価額を上回っている場合において、資金支出計画をもとに想定される支出期間（権利行使可能な期間に限ります。）にわたって一様に分散的な権利行使がされること、③当社が下限行使価額修正決議を行った場合、修正後の下限行使価額は発行決議日前取引日の終値の50%に相当する金額である313円に修正されること等を想定しております。当社は、当該評価を参考にして、本新株予約権1個当たりの払込金額を当該評価と同額となる金565円としました。当社は、上記「2. 募集の目的及び理由（2）本新株予約権の商品性」に記載した本新株予約権の特徴や内容、本新株予約権の行使価額の水準を勘案の上、本新株予約権の払込金額は合理的であり、本新株予約権の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。さらに、当社監査役3名（うち社外監査役3名）全員から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、以下の各点を確認し、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見を得ております。

（i）本新株予約権の発行においては、新株予約権の発行実務及び価値評価に関する知識・経験が必要であると考えられ、ブルータス・コンサルティングがかかる専門知識・経験を有すると認められること

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (ii) プルータス・コンサルティングと当社との間に資本関係はなく、また、同社は当社の会計監査を行っているものでもないので、当社との継続的な契約関係が存在せず、当社経営陣から一定程度独立していると認められること
- (iii) 当社取締役がそのようなプルータス・コンサルティングに対して本新株予約権の価値評価を依頼していること
- (iv) プルータス・コンサルティングから当社実務担当者及び監査役3名（うち社外監査役3名）全員への具体的な説明が行われた上で、評価報告書が提出されていること
- (v) 本新株予約権の発行に係る決議を行った取締役会において、プルータス・コンサルティングの評価報告書を参考にしつつ当社実務担当者による具体的な説明を踏まえて検討が行われていること
- (vi) 本新株予約権の発行プロセス及び発行条件についての考え方並びに新株予約権の発行に係る実務慣行について、当社法律顧問から当社の実務担当者に対して説明が行われており、かかる説明を踏まえた報告が実務担当者から本新株予約権の発行を担当する取締役になされていること

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数は最大1,400,000株（議決権14,000個相当）であり、2026年6月30日現在の当社発行済株式総数5,987,357株（総議決権数59,832個）に対し最大23.4%（当社議決権総数に対し最大23.4%）の希薄化が生じるものと認識しております。

しかしながら、本新株予約権の発行により、今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図れることから、本新株予約権の発行は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

また、①本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数1,400,000株に対し、当社株式の過去6ヶ月における1日当たり平均出来高は1,028,555株であり、一定の流動性を有していること、②本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使をコントロールすることが可能であり、かつ、③当社の判断により任意に本新株予約権を取得することが可能であることから、本新株予約権の行使により発行され得る株式数は市場に過度の影響を与える規模ではないものと考えております。

これらを総合的に検討した結果、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 名 称	岡三証券株式会社	
② 所 在 地	東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 大杉 茂（2026年4月1日現在）	
④ 事 業 内 容	金融商品取引業	
⑤ 資 本 金	5,000百万円	
⑥ 設 立 年 月 日	2003年4月10日	
⑦ 発 行 済 株 式 総 数	100,000株	
⑧ 決 算 期	3月31日	
⑨ 従 業 員 数	2,699人（2026年3月31日現在）	
⑩ 主 要 取 引 先	投資家及び発行体	
⑪ 主 要 取 引 銀 行	株式会社みずほ銀行、株式会社りそな銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社三菱UFJ銀行	
⑫ 大株主及び持株比率	株式会社岡三証券グループ 100%	
⑬ 当 社 と の 関 係	資 本 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
	取 引 関 係	該当事項はありません。

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態（単体）		（百万円）		
決 算 期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期	
純 資 産	84,034	83,069	87,244	
総 資 産	1,001,488	1,206,344	1,215,178	
1株当たり純資産（円）	840,348.70	830,691.21	872,448.45	
営 業 収 益	70,326	67,635	80,728	
営 業 利 益	14,180	10,802	13,928	
経 常 利 益	13,877	10,987	13,859	
当 期 純 利 益	10,632	7,652	9,847	
1株当たり純利益（円）	106,324.30	76,525.36	98,472.69	
1株当たり配当額（円）	86,324	56,525	20,000	

（注）1. 割当予定先の概要は別途記載のある場合を除き、2026年3月31日現在におけるものであります。

2. 割当予定先は、東証の取引参加者であるため、東証に対しては反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出はしておりません。

（2）割当予定先を選定した理由

当社は、①上記「2. 募集の目的及び理由（1）資金調達の主目的」に記載の調達目的を達成するために適した手法であること、②株価への影響にも十分に配慮した仕組みとなっていることを重視した上で、多様な資金調達手法の比較検討を進めてまいりました。

そのような状況の中、複数の証券会社からの提案を受けていたところ、2026年4月ごろ、割当予定先から本スキームによる資金調達に関する提案を受けました。割当予定先より提案があった本新株予約権のスキームは、当社のニーズを充足し得る内容であったことに加え、割当予定先は①当社上場時の引受団の一社として参画以来、当社に対して資本政策をはじめとする様々な提案及び議論を行っていることから、当社の経営及び事業内容に対する理解が深いこと、②国内に厚い投資家基盤を有しており、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の株式市場等における円滑な売却が期待されること等を総合的に判断した上で割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員である岡三証券株式会社による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものであります。

（3）割当予定先の保有方針及び行使制限措置

割当予定先と締結する本第三者割当契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められております。また、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する予定である旨の口頭による報告を受けております。

また、当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、制限超過行使（下記（7）その他＜割当予定先による行使制限措置＞①に定義します。）を割当予定先に行わせないことを合意いたします。

（4）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先から、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の口頭による報告を受けております。また、当社は、割当予定先の第23期の決算公告における貸借対照表により、割当予定先が本新株予約権の払込み及び本新株予約権の行使に要する十分な現預金及びその他流動資産（現金・預金：48,735百万円、流動資産計：

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

1,203,250百万円)を保有していることを確認し、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

割当予定先は、本新株予約権の行使を円滑に行うために当社代表取締役の只野太郎及び当社取締役の横溝大介より、当社普通株式の貸株を利用する予定であり、本新株予約権の各行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の貸株は利用しません。

(6) ロックアップ

当社は、本第三者割当契約において、本新株予約権が残存する限り、割当予定先の事前の書面による同意を受けることなく、本第三者割当契約締結日からその180日後の日までの期間において、発行会社の株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券(以下「本証券」と総称します。)の発行(但し、①当社及びその関係会社の役員及び従業員を対象とするストックオプション制度(信託を利用するものを含む。))に基づき新株予約権を発行する場合及び当該新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合又は株式報酬制度に基づき株式を交付する場合、②本第三者割当契約締結日時点で既発行の新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合、③当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携(既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。)の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対して本証券を発行する場合、④会社法第183条の規定に基づく株式分割又は会社法第185条の規定に基づく株式無償割当に伴い当社の株式を交付する場合、⑤単元未満株式の買増請求に応じて行う株式の売渡しに伴い当社普通株式を交付する場合を除きます。)を行わない旨を合意する予定です。

(7) その他

本新株予約権に関して、当社は、割当予定先との間で、本第三者割当契約において、上記「2. 募集の目的及び理由(2)本新株予約権の商品性」に記載の内容以外に下記の内容について合意する予定であります。

<割当予定先による行使制限措置>

- ① 当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使(以下「制限超過行使」といいます。)を割当予定先に行わせません。
- ② 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行います。

<割当予定先による本新株予約権の譲渡制限>

割当予定先は、本第三者割当契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を取得する必要があります。その場合には、割当予定先は、あらかじめ譲受人となる者に対して、当社との間で上記①及び②の内容等について約させ、また譲受人となる者が更に第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容等を約させるものとします。但し、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

7. 大株主及び持株比率

募集前(2025年12月31日現在)	
株式会社フォーバル	12.94%

ご注意: この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

TIS株式会社	5.67%
伊藤忠エネクス株式会社	5.18%
新井 友行	3.13%
株式会社SBI証券	3.05%
IEファスト&エクセレント投資事業有限責任組合	2.86%
株式会社建設技術研究所	2.63%
田所 昇	2.56%
楽天証券株式会社	1.90%
JIA1号投資事業有限責任組合	1.73%

(注) 1. 割当予定先の岡三証券株式会社は、今回の募集分について長期保有を約していないため、今回の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示しておりません。

2. 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入して記載しております。

3. 2026年3月23日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、東海東京証券株式会社が2026年3月16日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区 名駅四丁目7番1号	263,700	4.40

4. 2026年5月11日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、野村証券株式会社及びその共同保有者1社が2026年4月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一 丁目13番1号	0	0
ノムラ インターナシ ョナル ピーエルシー (NOMURA IN TERNATIONAL PLC)	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	81,800	1.41

5. 2026年5月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、伊藤忠エネクス株式会社が2026年5月18日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、上記大株主の状況については、2025年12月31日現在の株主名簿に基づき記載しているため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
伊藤忠エネクス株式会 社	東京都千代田区霞が関 三丁目2番5号	176,700	2.95

8. 今後の見通し

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

今回の調達資金は、上記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途及び支出予定時期」に記載の用途に充当することにより、一層の事業拡大、収益の向上及び財務体質の強化につながるものと考えております。なお、2026年12月期の当社の業績に与える影響はありません。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数を発行決議日現在における当社の発行済株式総数に係る議決権総数の25%未満としていること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権の全てが行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東証の有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期
売上高	923,322	982,352	530,019
営業利益又は営業損失（△）	△169,374	49,517	△628,704
経常利益又は経常損失（△）	△71,875	55,133	△717,785
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	△313,027	56,471	△721,633
1株当たり当期純利益又は当期純損失（△）（円）	△76.90	13.11	△147.95
1株当たり配当額（円）	—	—	—
1株当たり純資産額（円）	144.09	261.91	118.49

（単位：千円。特記しているものを除く。）

(2) 現時点における発行済株式総数及び潜在株式数の状況（2026年7月7日現在）

	株式数	発行済株式総数に対する比率
発行済株式総数	5,987,357株	100.00%
現時点の行使価額における潜在株式数	254,800株	4.26%
下限値の行使価額における潜在株式数	—	—
上限値の行使価額における潜在株式数	—	—

（注）上記潜在株式数は、全てストック・オプションによるものです。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期
始値	—	993	1,100円
高値	—	1,177	2,185円
安値	—	935	370円
終値	—	1,086	374円

（注）当社は2024年12月9日に東京証券取引所グロース市場に上場したため、それ以前の期間における株価情報はありません。

② 最近6ヶ月間の状況

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	2026年 2月	3月	4月	5月	6月	7月
始 値	347円	342円	465円	717円	745円	666円
高 値	350円	696円	1,060円	990円	798円	691円
安 値	316円	306円	428円	680円	515円	603円
終 値	341円	457円	693円	760円	670円	625円

(注) 2026年7月の株価については、2026年7月6日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2026年7月6日現在
始 値	631円
高 値	652円
安 値	620円
終 値	625円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

①公募増資（新規上場時）

払 込 期 日	2024年12月6日
調 達 資 金 の 額	578,223,440円
発 行 価 額	1株につき1,080円
募集時における発行済株式総数	普通株式 4,263,357株
当該募集による発行株式数	普通株式 600,000株
募集後における発行済株式総数	普通株式 4,863,357株
発行時における当初の資金使途	① 新技術・事業開発に250,000千円 ② 採用費及び人件費に50,000千円 ③ 関係会社投融資に278,223千円
発行時における支出予定時期	① 2025年12月期に100,000千円、2026年12月期に150,000千円を充当 ② 2025年12月期に50,000千円を充当 ③ 2025年12月期に278,223千円を充当
変更後の支出予定時期	① 2025年12月期に100,000千円、2026年12月期に48,000千円、2027年12月期に102,000千円を充当 ② 2025年12月期に50,000千円を充当 ③ 2024年12月期に95,972千円、2026年12月期に78,000千円、2027年12月期に104,028千円を充当
現時点における充当状況	① 2025年12月期に100,000千円、2026年12月期に28,000千円を充当 ② 2025年12月期に50,000千円を充当 ③ 2024年12月期に95,972千円、2026年12月期に39,000千円を充当

(注) 当社は、2026年7月7日開催の取締役会において、調達資金の充当予定時期を変更することを決議しましたので、支出予定時期を上記のとおり変更して充当してまいります。

②第三者割当による第9回新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権）の発行

割 当 日	2025年12月22日
発行新株予約権数	11,000個
発行価額	新株予約権1個につき金400円（総額4,400,000円）
発行時における調達予定資金の額	491,400,000円（差引手取概算額）

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

割 当 先	東海東京証券株式会社
募集時における発行済株式総数	4,887,357株
当該募集による潜在株式数	普通株式1,100,000株
現時点における行使状況	行使済株式数：1,100,000株 (残新株予約権数0個)
現時点における調達した資金の額	371,560,510円(差引手取概算額)
発行時における当初の資金使途	① スマートメーター関連事業拡大に伴う事業推進費に200百万円 ② 海外事業拡大に伴う事業推進費に190百万円 ③ M&A等の待機資金に101百万円
発行時における支出予定時期	① 2026年1月～2027年12月 ② 2026年1月～2027年12月 ③ 2026年1月～2027年12月
現時点における充当状況	① スマートメーター関連事業拡大に伴う事業推進費：35百万円 ② 海外事業拡大に伴う事業推進費：0百万円 ③ M&A等の待機資金：0百万円

以 上

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(別紙)

インフォメティス株式会社
第 10 回新株予約権（行使価額修正条項付）発行要項

1. 本新株予約権の名称

インフォメティス株式会社第 10 回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期間

2026 年 7 月 23 日

3. 割当日

2026 年 7 月 23 日

4. 払込期日

2026 年 7 月 23 日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権を岡三証券株式会社（以下「割当先」という。）に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 1,400,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

14,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

金 565 円（本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 5.65 円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初 625 円とする。但し、行使価額は、第 10 項又は第 11 項に従い修正又は調整される。

10. 行使価額の修正

- (1) 第 16 項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 93%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が 437 円（以下「下限行使価額」といい、第 11 項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。なお、「取引日」とは、株式会社東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。
- (2) 当社は、当社取締役会の決議（以下「下限行使価額修正決議」という。）により、下限行使価額の修正を行うことができる。但し、各下限行使価額修正決議による修正後の下限行使価額は、313 円（但し、第 11 項の規定を準用して調整される。）を下回ることとはできず、かつ当該下限行使価額修正決議による修正前の下限行使価額（但し、第 11 項の規定を準用して調整される。）を上回ることとはできないものとする。本号に基づき下限行使価額修正決議がなされた場合、当社は速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、修正後の下限行使価額は、下限行使価額修正決議がなされた日の翌取引日以降適用される。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{調整後} & & & & & & \\ \text{行使価額} & = & \text{調整前} & \times & \frac{\text{既発行} & + & \text{新発行} \cdot \text{1株当たりの} \\ & & \text{行使価額} & & \text{株式数} & & \text{処分株式数} & \times & \text{払込金額} \\ & & & & & & & & \text{時価} \\ & & & & \text{既発行株式数} & + & \text{新発行} \cdot \text{処分株式数} \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 8 項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は従業員を対象とする株式報酬制度に基

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

づき株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、並びに会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員を対象とするストックオプション制度（信託を利用するものを含む。）に基づき新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が、取得請求権付株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、上記③により既に行使価額が調整されたものを除く。）

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 上記①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金等による調整は行わないものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

第3項記載の割当日の翌銀行営業日（当日を含む。）から2029年7月23日までとする。

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。
- (2) 当社は、2029年7月23日に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (3) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換、株式交付若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、会社法第 273 条の規定に従って通知をした上で、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (4) 当社は、当社が発行する株式が株式会社東京証券取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権 1 個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 565 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は当初、2026 年 7 月 6 日の終値とした。

19. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 東京営業部

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (4) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上